平成２７年（フ）第１３５号
茨城県取手市小文間5260番地２、前住所茨城県取手市井野台１丁目11番36―501号
債務者　根本　　徹（旧姓玉虫）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
長野県安曇野市穂高柏原1676番地５
債務者　髙橋　元生
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２３５号
三重県いなべ市員弁町松之木2005番地
債務者　加藤　惠子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２３７号
三重県四日市市大字塩浜171番地１　特定非営利活動法人　きずな、前住所三重県三重郡川越町大字豊田758番地１　ｓｕｒｐｌｕｓコスモス207
債務者　濱本　裕之
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２１２号
兵庫県伊丹市南本町７丁目１番１―303号
債務者　吉田　和美
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第５１８号
兵庫県西宮市山口町下山口１丁目11番29―101号、前住所兵庫県西宮市松籟荘４番10号ハイツ大地102号
債務者　松山公明こと　曺　　公明
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１９号
兵庫県西宮市山口町下山口１丁目11番29―101号、前住所兵庫県西宮市松籟荘４番10号ハイツ大地102号
債務者　松山順子こと　皇甫　順子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３９号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目14番13号　西山ハイツ201、前住所大阪市西成区千本南２丁目２番22号
債務者　月岡麻衣子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５５６号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目24番20―106号
債務者　木下　佳世
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５７３号
兵庫県西宮市東町２丁目５番１―402号
債務者　門脇智恵子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７３号
兵庫県加古川市野口町長砂1064番地の１　シティ明姫Ⅱ―104号、従前の住所神戸市兵庫区西柳原町８番４号　グリーンハイツ柳原101
債務者　栗田　正和
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３７５号
兵庫県姫路市書写1019番地369　県営住宅３棟504号
債務者　森下しおり（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６５号
兵庫県洲本市桑間629番地　アイランドハイツ桑間109号、前住所徳島市南矢三町３丁目９番15―311号
債務者　森　カツヱ
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第２２４号
奈良県大和高田市材木町６番27―410号
債務者　杉田　　守
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
奈良県大和高田市大字池田549番地　サニーホームズ池田202号
債務者　久保　麻衣
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
鳥取県米子市彦名町2394番地、前住所鳥取県米子市東福原７丁目10番31号　ハイカムールＳ102号
債務者　高瀬　　進
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部